

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 21 年 5 月 19 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

## 専 決 処 分 書

北本市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

# 北本市税条例等の一部を改正する条例

(平成21年3月31日)  
条例第 11 号

(北本市税条例の一部改正)

第1条 北本市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第38条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第47条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第47条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第47条の5第1項中「（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」を「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

第56条中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205

号) 第 3 1 条の公的医療機関の開設者、令第 4 9 条の 1 0 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第 5 8 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 8 条の 2 法第 3 4 8 条第 2 項第 1 1 号の 5 の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第 1 号に、家屋については第 2 号及び第 3 号に、償却資産については第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第 5 9 条中「、第 1 1 号の 4」を「から第 1 1 号の 5 まで」に改める。

第 9 3 条第 2 項中「民法」の次に「(明治 2 9 年法律第 8 9 号)」を加える。

附則第 8 条第 2 項第 2 号中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

附則第 1 0 条中「、第 1 5 条の 3 又は第 3 9 条第 5 項」を「又は第 1 5 条の 3」に、「、第 1 5 条の 3、第 1 6 条の 2 第 4 項若しくは第 3 9 条第 5 項」を「若しくは第 1 5 条の 3」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 4 項中「同法第 4 1 条第 1 項の規定による地方

公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第7項中「附則第7条第7項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2を削る。

附則第12条の3の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第13条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条を附則第12条の2とする。

附則第13条（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の4を削り、附則第13条の5を附則第13条の4とし、附則第13条の6を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平

成 2 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 6 条の 4 第 3 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 6 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 1 7 条第 3 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 7 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 2 1 年度」を「平成 2 6 年度」に改める。

附則第 1 8 条第 5 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 8 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 1 9 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 9 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 2 0 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 0 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 2 0 条の 4 第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 0 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第 3 4 条の 7 第 1 項前段」を「第 3 4 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 0 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

(北本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北本市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「次条第20項及び第21項」を「次条第17項及び第18項」に改め、同条第4号中「第14項まで」を「第11項まで」に改め、同条第5号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第12項から第16項まで」に改める。

附則第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同条第10項中「（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条中第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項を削り、第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第2条第16項」を「附則第2条第13項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「第16項」を「第13項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「第16項」を「第13項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項を同条第17項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同

条第 18 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の北本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 21 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 20 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 10 条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成 22 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第 1 条の規定による改正前の北本市税条例附則第 10 条の 2 第 4 項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。